第３０回串間市農業委員会総会

日　　時　　平成２８年１１月２５日
会　　場　　串間市役所３階大会議室
出席委員　　１８名

１番（会長）	川﨑　善昭	１０番	瀬治山満弘	１８番	福田　孝義
２番（会長代理）	井手　重則	１１番	鈴木　信	１９番	野邊　秀男
３番	安田　敬司	１２番	渡邉　豊雄	２０番	山下　貴義
５番	内田　政秀	１３番	谷口　利則	２１番	鳴海　正文
６番	欠員	１４番	野邊　俊博	２２番	岩下　哲見
８番	瀬治山秋美	１６番	島田　俊満		
９番	日髙　善次	１７番	金川　勇次		

欠席委員　　２名　　７番　塔尾　秀雄　　１５番　吉田　友子

議事録署名委員　　３番　安田　敬司　　２０番　山下　貴義

議事日程

第１	報告（合意解約）	農地法第１８条第６項の規定による届出について
第２	議案第１８５号	農地法第３条の規定による許可申請について
第３	議案第１８６号	農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について
第４	議案第１８７号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第５	議案第１８８号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第６	議案第１８９号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・認定農業者）
第７	議案第１９０号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一般農業者）
第８	議案第１９１号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・農地中間管理機構）
第９	議案第１９２号	農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

会　長　　ただいまから、第３０回農業委員会総会を開催致します。本日は、７番委員と１５番委員より欠席届が出ておりますので、出席委員は１８名でございます。

議事録署名委員の指名

会　長　　本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、３番　安田敬司　委員、２０番　山下貴義　委員にお願いします。

会　長　　審議に入ります前に、送付議案書の訂正がありますので、事務局の説明を求めます。

事務局　　議案の訂正をお願いします。
農地法第１８条第６項の規定による届出について、番号４番の備考欄に「P21-13 と関連」と記載しておりますが、「P22-14 と関連」に訂正をお願いします。

会　長　　説明はお聞きのとおりであります。ただちに議案審議に入ります。

報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について

会　長　　まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局　　農地法第１８条第６項の規定による合意解約について、報告いたします。
今回の合意解約は６件でございます。内容といたしましては、農地中間管理事業活用による解約が主な理由となっております。

会　長　　報告はお聞きのとおりでございます。

議案第１８５号：農地法第３条の規定による許可申請について

会　長　　次に、議案１８５号は農地法第３条の規定による許可申請についてであります。
それでは議案１８５号、受付番号１番から４番の４件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局	議案第１８５号、農地法第３条の規定による許可申請は、受付番号１番から４番の所有権移転に関する４件であります。 事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、 「第１号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合 「第３号」　今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること 「第４号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合 「第５号」　権利取得を含めた経営農地が、５０アールに達しない場合 「第６号」　今回の申請農地を、転貸しようとする場合 「第７号」　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、 であり、今回の許可申請、受付番号１番から４番の４件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、大東地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。
１４番	議案第１８５号、農地法第３条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号１番の所有権移転に関する１件であります。 受付番号１番につきまして、受人が規模拡大のため申請地を取得し、飼料を作付けする計画です。受人世帯は大型トラクター等の機械保有があり、労働力・技術面においても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については、受人世帯は専業農家でありますので、本人・両親ともに年間３００日以上の常時従事があるため問題ないと考えます。 以上、大東地区委員会において、受付番号１番の所有権移転に関する１件について、慎重審議してまいりま

１４番	したが、農地法第３条の許可要件を満たしている、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、本城地区委員会より受付番号２番から３番の２件の説明をお願いします。
１８番	議案第１８５号、農地法第３条の規定による許可申請について、本城地区は受付番号２番と３番の所有権移転に関する２件であります。 この２件は、耕作利便のために相互の農地を交換して、取得後は受付番号２番の受人は水稲を、受付番号３番の受人はゴボウを作付けするとのことであります。申請地周辺は、水稲やゴボウが作付けされている地域であり、農薬の使用方法の違いによる周辺への影響はありません。受付番号２番と３番の受人世帯は、農業経営に必要な機械等も整備され、労働力・技術面において問題ありません。 以上、本城地区委員会において、受付番号２番から３番の所有権移転に関する２件について、担当委員より報告を受け慎重審議しましたが、農地法第３条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、市木地区委員会より受付番号４番の１件の説明をお願いします。
２１番	議案第１８５号、農地法第３条の規定による許可申請について、市木地区は受付番号４番の所有権移転に関する１件でございます。 受付番号４番について、受人は申請地にポンカンを作付けし、規模拡大を図るということです。受人世帯は水稲とポンカン等を栽培するため、トラクターなどの農業機械の保有があり、技術面についても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。農業従事状況については、本人が２５０日以上ありますが、農繁期にはシルバー人材センターを利用するため、問題ないと考えます。周辺地域はミカン園が多いため、防除については問題ないと思います。 以上、市木地区委員会は受付番号４番の所有権移転に関する１件について、慎重審議してきましたが、農地法第３条の該当要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第１８５号、受付番号１番から４番の４件について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（　なしの声　）

会　長　ないようですので、議案第１８５号、受付番号１番から４番の４件について、決定してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

会　長　異議なしということでありますので、議案第１８５号、受付番号１番から４番の４件については、許可することに決定します。

議案第１８６号：農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について

会　長　次に議案第１８６号は、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。
それでは議案第１８６号、受付番号１番から２番の２件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案第１８６号、農地法第４条の規定による許可申請は、受付番号１番と２番の２件であります。
農地法第４条第６項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、
「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合
「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合
「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合
「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合
「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。
受付番号１番と２番の２件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第４条第６項１号ロには該当しておりません。し

事務局	たがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番と２番の２件につきましては、農地法第４条第６項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは大束地区委員会より、受付番号１番の１件の説明をお願いします。
１４番	議案第１８６号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、大束地区は受付番号１番の１件でございます。 受付番号１番について、申請人は繁殖牛１００頭を飼育する畜産農家であります。規模拡大により３０頭を増頭するため、牛舎並びに堆肥舎を建築するものであります。申請地の選定にあたっては、飼養管理や作業効率を図るため、既存の牛舎に隣接していること、運送に必要な大型車の乗り入れが可能であることから、申請地を選択されたとのことでした。工事を来年１月から３カ月間で完了させ、雨水は西側側溝へ流すことため問題ありません。また、申請地より山林や宅地である隣接地が小高いため、砂利流失等の恐れはありませんが、住宅もあることから、牛の糞尿対策としておが屑を敷き、定期的に堆肥舎へ搬入させることで、悪臭などによる周辺地域等に配慮するとのことであります。 以上、大束地区委員会において、受付番号１番の１件を慎重審議してまいりましたが、すべて農地法第４条の許可要件を満たしており、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、市木地区委員会より受付番号２番の１件の説明をお願いします。
２１番	議案第１８６号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、市木地区は受付番号２番の１件でございます。 受付番号２番について、申請人は高齢や鳥獣被害で耕作できなく、また、申請地周囲が山林化しているため、日照条件も悪いことから、山林として管理していくとのことであります。申請地周辺には農地がなく、すでに申請地は隣接山林と一体化していることから、雨水は地下浸透及び自然排水で対応できているため問題ありません。 以上、市木地区委員会において、受付番号２番の１件を慎重審議してまいりましたが、すべて農地法第４条の許可要件を満たしており、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。

会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第１８６号、受付番号１番から２番の２件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１８６号、受付番号１番から２番の２件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１８６号、受付番号１番から２番の２件は許可相当とし、意見を付して県へ進達いたします。 **議案第１８７号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について**
会　長	次に議案第１８７号は、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。 審議に入ります前に、当該議案に１３番委員に関係する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」により、当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。また、関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （　１３番委員　退室　）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは議案第１８７号、受付番号３番の１件を先に議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１８７号、農地法第５条第１項の規定による許可申請は、受付番号１番から４番の所有権に関する４件でありますが、先に受付番号３番について説明します。 農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

事務局	「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号３番の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号３番の１件につきましては、許可要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、大東地区委員会より受付番号３番の１件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１４番	議案第１８７号、農地法第５条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号３番の１件でございます。 受付番号３番につきましては、申請人世帯は両親宅に家族４人で居住しているが、子供の成長とともに手狭になったため、申請地に個人住宅を建築する計画であります。建築にあたって、申請地の東側に隣接する農地がありますが、境界から３．５メートルあけて建築するため、周辺農地に対して日照および風とおしなどの支障をおよぼす影響はないと考えます。境界にはブロック積みを行うことで土砂流失に努め、生活雑排水は合併浄化槽を経由して北側側溝に排水し、雨水は南側道路及び北側道路側溝へ排水するため問題ありません。 以上、大東地区委員会において、受付番号３番の１件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。

会　長	これより議案第１８７号、受付番号３番の１件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１８７号、受付番号３番の１件を決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１８７号、受付番号３番の１件は許可相当とし、意見を付して県へ進達します。 暫時休憩いたします。 （　１３番委員　入室・着席　）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは議案第１８７号、先に審議決定しました受付番号３番を除く、受付番号１番から４番の３件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１８７号、農地法第５条の規定による許可申請は、先ほど説明しました受付番号３番を除く、受付番号１番から４番の所有権移転に関する３件であります。 農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由につきましては、先ほど受付番号３番で説明とおりであり、受付番号１番の申請農地区分は、農用地区域内にある農地ではありませんが、農地法第５条第２項１号ロにあります、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える「第１種農地」であることから、不許可の事由に該当することになります。しかし、今回の申請は、農地法施行令第４条第１項第２号イ及び農地法施行規則第３３条第１項第４号にあります「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続するもの」に当たることから、申請地は「第１種農地」でありますが、不許可の例外に該当しています。 次に受付番号２番の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定

事務局	されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第８条第１項第１号に規定されている工業専用地域に該当するため、「第３種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 次に受付番号４番の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号３番を除く、受付番号１番から４番の３件につきましては、農地法第５条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番から２番の２件の説明をお願いします。
８番	議案第１８７号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番から２番の２件であります。 受付番号１番については、受人は借家住まい解消のため、宅地に個人住宅を建築する予定であるが、車庫スペースを確保できないことから、隣接する申請地に車庫を建築するものです。周囲には申請地に一部隣接する農地がありますが、境界にブロックを積んで土砂流失防止に努め、雨水は東側に隣接する道路側溝へ排出し、生活雑排水は合併浄化槽を通じて道路側溝へ排水するため、周辺農地への影響はないと考えます。 次に受付番号２番については、譲受会社は建築業を営んでおり、事業拡大による従業員増員のため、申請地を従業員用駐車場として利用するため、今回申請するものであります。申請地の南側に隣接する農地がありますが、申請地は土地の改良を行わず、境界にはブロックを積むことで、土砂流失防止に努めるとともに、雨水は西側に隣接する既存の側溝に排水するので、転用により周辺農地の営農条件に支障をおよぼすような恐れはないと思われます。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番から２番の２件について慎重審議してきましたが、すべて農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、市木地区委員会より受付番号４番の１件の説明をお願いします。

２１番	議案第１８７号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、市木地区は受付番号４番の１件であります。 受付番号４番につきまして、受人は申請地で木工業を開業し、家具製造工場及び資材置場を建築するため申請するものであります。申請地の東側と南側に農地がありますが、傾斜地を含め境界より５メートルから１０メートル離して建築するため、日照不足などの問題はありません。また、隣接農地は申請地より高い位置にあるため土砂流失等の恐れはなく、雨水は建物の周囲に排水路を掘り集中させ、自然排出させるため問題はないと思われます。 以上、市木地区委員会において、受付番号４番の１件を慎重審議してきましたが、すべて農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第１８７号、先に審議決定しました受付番号３番を除く、受付番号１番から４番の３件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１８７号、先に審議決定しました受付番号３番を除く、受付番号１番から４番の３件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１８７号、先に審議決定しました受付番号３番を除く、受付番号１番から４番の３件は許可相当とし、受付番号１番は県常設審議委員会へ意見聴取を求め、受付番号２番と４番の２件は、意見を付して県へ進達いたします。 **農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案**
会　長	次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでありますが、審議に入ります前にあらかじめ、市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局　平成２８年１１月分につきましては、串間市長より平成２８年１１月１８日付で、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定が求められております。
内容につきましては、議案第１８８号・所有権移転が２件・面積が１３，１２９㎡、議案第１８９号・受人が認定農業者である利用権設定が３件・面積が６８，３９９㎡、議案第１９０号・受人が一般農業者である利用権設定が２件・面積が１９，６９５㎡、議案第１９１号・受人が農地中間管理機構分である利用権設定が合計で１８件・面積が５２，５４４㎡であります。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。
それでは、ただいまから市からの提案について審議に入ります。

議案第１８８号：農用地利用集積計画の承認について　所有権移転

会　長　議案第１８８号は、農用地利用集積計画の所有権移転分についてであります。
それでは議案第１８８号、受付番号１番から２番の２件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案第１８８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は受付番号１番と２番の２件であります。この２件について説明いたします。
「農用地利用集積計画承認の該当要件」につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、
第１号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること
第２号イ）　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること
第２号ロ）　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること
であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番から２番の２件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。
皆さんのご審議をお願いいたします。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、受付番号１番から２番の２件について、大東地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。

１４番	議案第１８８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、大束地区は受付番号１番から２番までの２件であります。 受付番号１番と２番の２件において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、大束地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番と２番の２件において、該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第１８８号、受付番号１番から２番の２件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１８８号、受付番号１番から２番の２件について、承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１８８号、受付番号１番から２番の２件を承認して市へ通知します。
会　長	**議案第１８９号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・認定農業者分** 次に議案第１８９号は、農用地利用集積計画の利用権設定・認定農業者分についてであります。 それでは議案第１８９号、受付番号１番から３番の３件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１８９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分については、受付番号１番から３番の３件であります。この３件について説明いたします。 事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番から３番の３件につきましては、議案第１８８号で説明いたしました、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第

事務局	３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会から受付番号１番の１件の説明をお願いします。
８番	議案第１８９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、福島地区は受付番号１番の１件でございます。 受付番号１番について、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件において該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、大東地区委員会より受付番号２番から３番の２件の説明をお願いします。
１４番	議案第１８９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、大東地区は受付番号２番から３番の２件でございます。 受付番号２番から３番の２件の申請は、農業者年金受給世帯であり、引き続き農業者年金の経営移譲年金を受給するため、後継者に再設定を行うものであります。この２件において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及びその世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、大東地区委員会において慎重審議しましたが、受付番号２番と３番の２件は該当要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。これより議案第１８９号、受付番号１番から３番の３件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１８９号、受付番号１番から３番の３件を承認してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

会　長　異議なしということでありますので、議案第１８９号、受付番号１番から３番の３件を承認して市へ通知します。

議案第１９０号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・一般農業者分

会　長　次に議案第１９０号は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権設定・一般農業者分についてであります。
それでは議案第１９０号、受付番号１番から２番の２件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案第１９０号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分については、受付番号１番と２番の２件であります。この２件について説明いたします。
事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番と２番の２件につきましては、議案第１８８号で説明いたしました、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。

会　長　説明は、お聞きのとおりであります。
ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。

８番　議案第１９０号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、福島地区は受付番号１番の１件であります。
受付番号１番において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件について、該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。

会　長　次に、大東地区委員会より受付番号２番の１件の説明をお願いします。

１４番	議案第１９０号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、大束地区は受付番号２番の１件でございます。 受付番号２番の１件において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、大束地区委員会において慎重審議しましたが、受付番号２番の１件は該当要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただいまから議案第１９０号、受付番号１番から２番の２件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１９０号、受付番号１番から２番の２件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１９０号、受付番号１番から２番の２件を承認し、市へ通知します。
	議案第１９１号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・農地中間管理機構分
会　長	次に議案第１９１号は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権設定・農地中間管理機構分についてであります。 それでは議案第１９１号、あさばた地区分の受付番号１番から１７番の１７件と、市木地区分の受付番号１番の１件、合計１８件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１９１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・農地中間管理機構分は、あさばた地区分が受付番号１番から１７番の１７件、市木地区分が受付番号１番の１件、合計１８件であります。この１８件について説明いたします。

事務局	農用地利用集積計画承認の該当要件につきましては、先ほど議案第１８８号で説明しました、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号のとおりでありますが、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第２号のただし書きにより、農地中間管理機構が農地中間管理事業の実施により、利用権設定を受ける場合には同法第１８条第３項第２号イとロにあります、「農用地のすべてを効率的に利用し、農作業に常時従事することが認められること」の要件に該当しなくてもよいとされていることから、今回の申請１８件は要件のすべてを満たしていると思われます。 また、あさばた地区分の受付番号４番・６番・７番・１７番の４件につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第４号の規定により、所有権を有するすべての者の同意が得られていることとなっております。ただし、契約期間が５年を超えない利用権設定の場合には、所有権を有する者の２分の１を超える同意が得られていれば足りるとなっております。 まず、あさばた地区の受付番号４番の１件につきましては、所有権を有するすべての者の同意が得られているため、該当要件を満たしております。 次に、あさばた地区の受付番号６番・７番・１７番の３件につきましては、契約期間が５年を超えておらず、所有権を有する者の２分の１を超える同意が得られているため、該当要件を満たしております。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会よりあさばた地区分の受付番号１番から１７番の１７件の説明をお願いします。
８番	議案第１９１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・農地中間管理機構分のあさばた地区分、福島地区は受付番号１番から１７番までの１７件であります。 この１７件においては、宮崎県農地中間管理機構が借り受け、地域の担い手などへ再配分することで、面的集積などに取組む事業でございます。所有者に確認したところ、貸借期間・小作料の有無・貸借先等に関する貸借契約に間違いがないとのことであり、福島地区委員会において、あさばた地区分の受付番号１番から１７番の１７件を慎重審議してまいりましたが、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、市木地区委員会より市木地区分の受付番号１番の１件の説明をお願いします。
２１番	議案第１９１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・農地中間管理機構分、市木地区分は受付番号１番の１件であります。

２１番	この１件においては、宮崎県農地中間管理機構が借り受け、地域の担い手などへ再配分することで、面的集積などに取組む事業でございます。所有者に確認したところ、貸借期間・小作料の有無・貸借先等に関する貸借契約に間違いがないとのことであり、市木地区委員会において、市木地区分の受付番号１番の１件を慎重審議してまいりましたが、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまから議案第１９１号、あさばた地区分の受付番号１番から１７番の１７件と、市木地区分の受付番号１番の１件、合計１８件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１９１号、あさばた地区分の受付番号１番から１７番の１７件と、市木地区分の受付番号１番の１件、合計１８件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１９１号、あさばた地区分の受付番号１番から１７番の１７件と、市木地区分の受付番号１番の１件、合計１８件を承認し市へ通知します。 暫時休憩します。 （　農業振興課　農政企画係長　入室　）
会　長	**議案第１９２号：農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について** 休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは議案第１９２号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。まず、農業振興課からの説明を求めます。
農業振興課	議案第１９２号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてご説明いたします。 今回のあさばた地区（前田・羽ケ瀬地区）については、農地中間管理事業に地域として取組んでいきたいとの意向がありまして、今後補助事業を活用する上で、農地中間管理事業への取組みが要件として必要となる場

農業振興課	合もあることから、あさばた地区として今回取組んだところでございます。また、配分計画に貸付先が明記されていますので、決定次第、貸付先の農業者が耕作をすることとなります。 　次に市木地区につきましては、農地所有者が農業リタイアをされるため、農地中間管理機構を通じて地域の担い手に貸付を行いたいとの意向がありましたので、４筆分の転貸を今回議案として提出するものでございます。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。それでは、ただいまの説明に対しまして質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、担当課の退席を求めます。 暫時休憩します。 （　農業振興課　農政企画係長　退室　）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 　それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆さんより意見を求めたいと思いますが、まず「あさばた地区農用地利用配分計画（案）」は福島地区管内でありますので、福島地区委員会より意見を求めたいと思います。
３番	今回のあさばた地区農用地利用配分計画（案）が、福島地区管内の取組みでありますので、意見を述べさせていただきます。 　「あさばた地区農用地利用配分計画（案）」につきましては、計画にある貸借権の設定を受ける者が、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項第３号 イ：耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ウ：耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること に該当しているか、担当地区委員の意見を聞き取り、福島地区委員会で協議してまいりましたが、今回の「あさばた地区農用地利用配分計画（案）」は、該当しているため問題ないと思われます。

会　長	次に、「市木地区農用地利用配分計画（案）」は市木地区管内でありますので、市木地区委員会より意見を求めたいと思います。
２１番	今回の、市木地区農用地利用配分計画（案）が市木地区管内の取組みでありますので、意見を述べさせていただきます。 「市木地区農用地利用配分計画（案）」につきましては、計画にある貸借権の設定を受ける者が、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項第３号 イ：耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ウ：耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、 に該当しているか、担当地区委員の意見を聞き取り、市木地区委員会で協議してまいりましたが、今回の「市木地区農用地利用配分計画（案）」は、該当しているため問題ないと思われます。
会　長	それでは、３番委員および２１番委員から出された意見につきましては、先ほど説明のあった農用地利用配分計画（案）にある借受者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項第３号に該当しているため、問題ないとの意見でありました。他に意見はありませんか。 （　なしの声　）
会　長	それではお諮りいたします。 議案第１９２号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、「あさばた並びに市木地区農用地利用配分計画（案）」は、３番委員並びに２１番委員から出された意見を付して妥当であると、市へ通知することに異議はありませんか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１９２号、「あさばた並びに市木地区農用地利用計画（案）」は出された意見を付して、農用地利用配分計画（案）が妥当であることを市へ通知します。
会　長	以上で、議案審議は全部終了しました。慎重・審議、誠にありがとうございました。